

## 真室川町リサイクル推進運動実施規程

(目的)

第1条 町長は、ごみ減量再資源化を促進するために、町民の集団資源回収活動に対して奨励金を交付する場合において、真室川町補助金等交付規則（昭和61年規則第6号）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町民で組織する団体で、町内で排出される資源ごみ回収を年2回以上実施する団体。
- (2) 町長が特に認めた者。

(対象の品目及び奨励金の額)

第3条 資源回収の対象品目及び奨励金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、真室川町リサイクル推進運動奨励金交付申請書を1月末日までに町長に提出しなければならない。この場合において、奨励金の対象となる事業の期間は前年の1月から12月までとする。

(奨励金の交付)

第5条 町長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し奨励金交付の可否を決定し、真室川町リサイクル推進運動奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、速やかに交付するものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1. リサイクル推進運動奨励金

(1) 品目別回収量奨励金

対 象 品 目	金 額
古紙（新聞紙、上質紙等） 古布	1 kgあたり 1 円
古紙（雑誌、段ボール）	1 kgあたり 1 円
生きビン（一升ビン、ビールビン）	1 本あたり 1 円
空き缶（アルミ）	1 kgあたり 1 円
その他（前記のほか資源回収業者が 引き取るもの）	1 kgあたり 1 円

(2) 回数割奨励金

回 数 区 分	金 額
2～3回実施する団体	5,000円
4～6回実施する団体	7,000円
7回以上実施する団体	10,000円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

真室川町長

殿

申請者住所

〃 氏名

代表者名

印

年度真室川町リサイクル推進運動奨励金交付申請書

集団資源回収を実施したところ下記の実績があったので、真室川町リサイクル推進運動実施規程にもとづき、精算書を添えて奨励金の交付を申請します。

記

回収実績	実施回数	_____回	
	実施月日	____月 ____日	____月 ____日
		____月 ____日	____月 ____日
		____月 ____日	____月 ____日
	回収総量	新聞紙 _____kg	雑誌 _____kg
		段ボール _____kg	布 _____kg
		金属 _____kg	びん _____本
		空き缶 _____kg	その他 ( _____ )
奨励金申請額 _____円			
振込先 口座	金融機関名		
	口座番号		
	口座名義人		

※ 添付書類 精算書写し

様式第2号

真指令第 号

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

年 月 日付で申請の 年度真室川町リサイクル推進運動奨励金については、真室川町補助金等交付規則により下記のとおり交付する。

年 月 日

真室川町長

記

奨励金交付額 一金 円也